

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成15年6月から同年8月までは32万円、15年9月から16年8月までは34万円、16年9月から17年2月までは36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月1日から17年3月1日まで

社会保険庁の記録によると、A社における平成15年6月1日から17年3月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額（平成15年6月から同年8月までは32万円、15年9月から16年8月までは34万円、16年9月から17年2月までは36万円）が9万8,000円に引き下げられている。申立期間について、私は当該事業所における取締役ではあったものの、兼務役員身分であり、さかのぼって記録が訂正されたことについて何も知らなかったため、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成15年6月から同年8月までは32万円、15年9月から16年8月までは34万円、16年9月から17年2月までは36万円と記録されていたところ、平成17年7月11日付けで、15年6月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられている上、同僚の取締役の標準報酬月額も申立人と同時期にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、A社から提出された源泉徴収簿により、申立人が申立期間において、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、当該事業所において取締役の立場であった申立人は、「自分は兼務役員に過ぎず、標準報酬月額に係る処理については、全く知らなかった。」と証言しているところ、申立人は申立期間において雇用保険に加入

している上、当該事業所の代表取締役は、「申立人は兼務役員であり、標準報酬月額を引き下げることは何も知らなかった。」と証言していることから、申立人が当該事業所の社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていた事情はうかがえない。

加えて、社会保険事務所が保管する平成16年度及び17年度の滞納処分票により、平成17年7月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成15年6月から同年8月までは32万円に、15年9月から16年8月までは34万円に、16年9月から17年2月までは36万円に訂正することが必要と認められる。

## 長野厚生年金 事案 441

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月10日から同年9月20日まで

昭和37年6月11日にA社（現在は、B社）に入社し、59年7月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、38年8月10日から同年9月20日までの期間が空白となっている。申立期間は、本社からC支店への転勤によるものであり、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社（A社の後継会社）が提出した在籍証明書、社内帳簿及び元上司の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年9月20日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年7月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A社の後継会社であるB社）は保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 28 日から同年 11 月 1 日まで  
昭和 44 年 1 月 20 日に A 社に入社し、途中で B 製作所へ社名変更があったが、46 年 10 月 27 日まで勤務場所及び勤務形態に変更は無く継続して勤務していた。厚生年金保険料も継続して毎月給与から控除されていたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、A 社から B 製作所に転籍し、継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B 製作所は、昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間の初日である昭和 45 年 4 月 28 日付けで、A 社から B 製作所に転籍した 9 名の社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に申立期間と同じ期間が欠落している上、当該 9 名のうち 2 名は、「A 社から B 製作所に転籍する際、厚生年金保険に加入していない期間があった。」と証言しているところ、申立人の雇用保険の記録においても、申立期間と同じ期間が欠落している。

さらに、B 製作所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年

金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。